

2021（令和3）年度日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金（短期留学）の募集について

日本学生支援機構では、奨学事業の一つとして、教育の機会均等と国際的に活躍する人材の育成を目的とし、国内の大学等に在学中に、海外の大学等に短期留学を希望する者に対して、奨学金の貸与を行う制度を設けています。

第二種奨学金（短期留学／学部・大学院）

◆対象学生（※以下の条件を満たす者）

- (1) 本学に在籍中のまま、海外の大学等に3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学をする者。
(ただし、ダブルディグリー・プログラムで、学位取得に1年以上の期間を要する場合は、最大2年以内で機構の認めた期間が貸与の対象となります。)
- (2) 学生交流協定に基づく留学であること（交換留学等）。
- (3) 留学により取得した単位が、本学の単位として認定される留学であること。

※**BI Eプログラム・留年中の留学は対象外**

◆学内申込締切・採用候補者決定時期

留学開始月	学内申込締切〈厳守〉	採用候補者決定時期
2021(令和3)年4月～7月	2021(令和3)年1月8日(金)	2021(令和3)年2月下旬
2021(令和3)年8月～11月	2021(令和3)年5月7日(金)	2021(令和3)年6月下旬
2021(令和3)年12月～ 2022(令和4)年3月	2021(令和3)年9月10日(金)	2021(令和3)年10月下旬

◆申込書類配布・提出先：学生部（深草・瀬田）

◆その他

・海外留学支援制度（協定派遣）またはその他国費等を財源とする奨学金を受けている場合でも、併せて本奨学金を受けることができます。

◆日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者（詳細は学生部窓口で確認してください。）◆

第一種奨学生及び第二種奨学生ともに、下記(1)～(3)から選択し、手続きを取る必要があります。

	奨学金貸与形態	手続き方法
(1)	現在、国内で貸与中の奨学金を留学中も引き続き貸与する場合	「 <u>留学奨学金継続願</u> 」の提出
(2)	現在、国内で貸与中の奨学金を「休止」して第二種奨学金（短期留学）を申込み場合	「異動願」で、 <u>現在貸与中の奨学金の「休止」</u> 手続きを行い、 <u>第二種奨学金（短期留学）を申込み</u> （帰国時は国内奨学金の復活の手続きが必要）
(3)	第二種奨学金（短期留学）を申し込まず、現在、国内で貸与中の奨学金も「休止」する場合	「異動願」で「休止」の手続きを行う（帰国時は国内奨学金の復活の手続きが必要）